

6 循第 451 号
令和 6 年 12 月 24 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長 小池 正照 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長

産業廃棄物処理業許可等の申請における経理的基礎の判断に係る提出書類
の変更について

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 1 月から、税務署に提出される申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなることに伴い、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可等の申請における経理的基礎の判断に係る提出書類の見直しを行いましたので、お知らせします。

令和 7 年 1 月以降は、当該申請において、法人税又は所得税の納付すべき額を証する書類として、納税証明書（その 1）の提出のみを求め、確定申告書の写し及び同書別表の写しを不要としますので、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力願います。

【問合せ先】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係
小池・角田・岡
Tel : 089-912-2358
Fax : 089-912-2354